

諸 課 題 検 討 会 記 録

令和8年6月12日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

諸課題検討会の会議記録について	3
願意が満たされた請願・陳情の取扱い	3
(1) 委員会審査における事例（記録抜粋）	3
(2) 請願・陳情の採決等に関する調査（23区）	3
(3) 請願・陳情の採決基準等（解説）	3
(4) 請願・陳情審査の関係例規	3
各会派の意見調査について	1 2
次回の開催日程について	1 3

諸 課 題 検 討 会 記 録

日 時	令和8年6月12日（金） 午後2時37分～午後3時14分						
場 所	第3・4委員会室						
出席委員 (14名)	会 長	吉 田	あ い	副 会 長	奥 山	た え こ	
	委 員	脇 坂	た つ や	委 員	浅 井	く に お	
	委 員	富 田	た く	委 員	小 池	め ぐ み	
	委 員	川原口	宏 之	委 員	斉 藤	り か	
	委 員	安 田	マ リ	委 員	松 本	浩 一	
	委 員	ブランシャール明日香		委 員	鈴 木	ち づ る	
	委 員	倉 本	み か	委 員	横 田	政 直	
欠 席 委 員	(なし)						
委員外出席	(なし)						
出席説明員	(なし)						
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘	
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	上 田	直 輝	

(午後 2時37分 開会)

会長 諸課題検討会を始めたいと思います。

議題に入る前に、前回の会議でもお知らせしておりますが、本検討会の資料は、PDFデータとしてSideBooksに格納しておりますので、パソコン等で確認をお願いいたします。

《諸課題検討会の会議記録について》

会長 それでは、初めに、諸課題検討会の会議記録についてですが、5月22日分について事前に各委員にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《願意が満たされた請願・陳情の取扱い》

- (1) 委員会審査における事例（記録抜粋）
- (2) 請願・陳情の採決等に関する調査
- (3) 請願・陳情の採決基準等（解説）
- (4) 請願・陳情審査の関係例規

会長 これより願意が満たされた請願・陳情の扱いについて検討を行います。

まず、事前に皆様に御配付した資料について、事務局から説明をお願いいたします。

議事係長 議事係長から資料1から資料4まで、少々お時間を頂戴いたしますが、まとめて御説明させていただきます。

最初に、資料1、委員会審査における事例（記録抜粋）を御覧ください。こちらの資料ですが、冒頭の米印、事例についての記載を御覧いただければと思います。委員会における請願・陳情の審査の結果、不採択の理由が願意が満たされているためとされたもののうち、委員により採決の態度が分かれた事例を——採択と不採択とかですが——平成30年12月から令和8年3月までの記録の中から抽出したものになります。実際お配りしている資料につきましては、請願・陳情の質疑終了後、意見開陳から採択までの抜粋を掲載したものです。委員会名右側に括弧がありますが、括弧の内訳は、意見開陳での不採択、採択等の内訳数です。賛否をそのまま掲載した数字ではなく、記録に載っていますが、意見開陳で不採択を主張された方、採択を主張された方の内訳が掲載されております。

それでは、最初にですが、委員会の資料、主立ったところを説明させていただきます。

最初が、平成30年12月議運の記録の抜粋ですが、こちらは政務活動費の支出に関し、自宅兼用の議員事務所の光熱水費の廃止を求める趣旨の陳情が審査されております。この陳情ですけれども、今回の請願・陳情の取扱いの課題が申し送られたきっかけとなったものに当たります。

少し陳情内容の状況を御説明します。この陳情は、平成28年1月28日に受理されておりますが、光熱水費の取扱いについて、平成27年度政務活動費調査検討委員会において検討が進み、平成28年1月13日、陳情提出と同じ月ですけれども、自宅兼用事務所の光熱水費は政務活動費として計上できないものと決定し、平成28年、翌年度になりますが、4月から実施されております。

記録の意見開陳ですが、黄色い部分をちょっと御覧いただければと思います。後の記録も同様ですが、こちらは願意が満たされているため、不採択との発言があります。不採択の場合は黄色で網かけしてございます。そして、グレーの網かけ部分を読みますが、この意見開陳としましては、「区民感情としては、自身の出した陳情が、実施されているながら不採択にされることは理解しがたいものであります。区民に寄り添い、わかりやすく陳情審査の結果を伝えることが必要であると考え、慣例を変えることも必要であり、今後の議会運営の検討課題とすることを付言しておきます」という意見がつけられております。

記録の2ページ目を御覧いただければと思います。こちらは青色部分ですが、ちょっとミント系の色の部分ですけれども、採択の意見として、「陳情受理当時の状況から、陳情の趣旨である願意が満たされていることとなります。陳情受理後、本陳情で示された陳情趣旨が当区議会でも実施された経緯を踏まえ、採択を主張します」という意見を言われています。グレーの網かけ部分ですが、「既に願意が満たされた陳情について、採択とすべきか不採択とすべきか、各会派によって解釈が異なる現状があるため、今後、当区議会としての対応を統一すべく協議を進めることを求めています」との発言がなされております。

このときのお2人の問題提起がその後は、平成31年から令和元年の改選時に課題として前期の議会から議長名で改選後の議長宛てに申し送られ、その後、また令和5年度、4年後の改選時にも引き続き申し送られ、現在検討しているという経過がございます。

2つ目の事例ですが、少し説明は簡略化させていただきます。2ページの中ほどですが、令和3年7月区民生活委員会、コロナ対策での中小企業への特別融資に関する陳情ですが、黄色部分、不採択の意見が4委員、青色部分、採択の意見が1委員、理由はいずれも願意が満たされているとのことになっております。

続きまして、3つ目ですが、4ページ目冒頭を御覧ください。こちら令和4年5月、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業に関しての住民説明に関する陳情です。こちら是不採択の意見が4委員、理由は願意が満たされているとの趣旨です。採択の意見が2委員、理由は主に青色の部分に記載のとおりです。少し異なった意見となっております。

続きまして、4つ目ですが、6ページの中ほどを御覧ください。令和4年7月保健福祉委員会、産後ケアに関する陳情です。不採択の意見は2委員、理由は願意が満たされているためです。趣旨採択の意見が緑色部分の7ページと8ページに2つございますが、2委員でございますが、理由は記載のとおりです。採択の意見は4委員、理由は今後一層取組を進めてほしいとの趣旨となっております。

続いて、5つ目ですが、10ページの冒頭を御覧いただければと思います。令和4年9月都市環境委員会での孤独死があった住宅に関する陳情です。不採択の意見は4委員、理由は願意が満たされているため、採択の意見は3委員、理由はそれぞれ記載のとおりです。

6つ目、12ページに飛びます。12ページのほうを御覧ください。12ページの中ほど令和7年2月文教委員会になりますが、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に関する請願、こちらは去年の事例です。不採択の意見は5委員、理由は願意が満たされているため4件、願意を満たすことは困難であるが1件、採択の意見は3委員、理由はそれぞれの記載のとおりです。

最後の15ページを御覧いただければと思います。一番末尾のところに、参考までに、委員全員により不採択とすべきものと決定し、理由を願意が満たされているとした事例が2件ございましたので、委員会開催日、陳情の件名を記載してございます。

資料1の説明は以上になります。

続きまして、資料2、請願・陳情の採決等に関する調査（23区）を御覧ください。今回の課題について、他区の調査を行っております。最初のところにどういう調査か設問を書いておりますので、読みます。「請願又は陳情の委員会審査において、請願等の願意（趣旨）について、質疑等により『願意が既に達成されている』『既に措置済みである』など、願意が満たされていることが委員全員により認識された場合、委員会ではどのような採決結果になることが見込まれますか」という設問です。それについての集計ですが、選択肢を設けまして、選択肢に当てはまらない場合はその他に自由記載欄としております。

最初のところですが、委員の考えにより採択、不採択の態度が分かれることが通例であるとした区が5区、中央区、墨田区、品川区、本区杉並区と北区、北区の場合はちょ

つと通例とはまでは言えないかもしれないという補足がその他のところに付記されておりました。続きまして、2つ目が全委員一致により不採択になることが通例であるというのが2区、大田区と板橋区です。3つ目ですけれども、全委員一致により採択となることが通例である、これは練馬区1区でございました。

その他のところですが、補足に記載ございますが、それぞれ区ごとに長年の独自の運用がございますので、まとめにくいところはございますけれども、主な共通部分を拾いますと、1つですが、ケース・バイ・ケースで通例はないというのは5番目の台東区と15番目の葛飾区、提出者に取下げの意向を確認するような記載があるのが6番の江東区、7番の世田谷区、9番の中野区、12番の荒川区、16番の江戸川区がございます。あと議長の裁量や取扱基準により付託しない、付託除外になると記載がありましたのが7番の世田谷区、9番の中野区、13番の板橋区ということになります。

資料2の説明は以上になります。

続きまして、資料の3、請願・陳情の採択基準等（解説）を御覧いただければと思います。こちらの資料ですけれども、冒頭に記載がございますが、請願・陳情に関する複数の解説書の中から、採択、不採択の基準等、願意が満たされた場合の判断について、参考となると思われる部分を抜粋したのになります。下線部分を中心にちょっと読ませていただきます。

1つ目ですけれども、地方自治法関係実務辞典というのですが、採択の基準としてですが、①当該地方公共団体の権限に関する事項に関するかどうか。②請願の趣旨が妥当なものであり、かつ実現性の可能性があるか少なくとも検討に値するものであることである。その下、請願の採択は、個々の具体的な問題について現実的なものでなければならない。最後のところですが、当該地方公共団体の現在及び将来の計画との関連においてどう判断されるかということを基準とするべきである。こちらは願意が満たされたというような具体的な事例までは付記されていないんですが、請願・陳情の採択に当たっての考えにつきまして、基本的な考え方が記載されているのかなということで、参考までに紹介してございます。

続きまして、その下、2番目、請願・陳情ガイドブックですけれども、こちらの書物、結構古いものではあるんですが、かなり細かいところまで書かれております。不採択とするときの考え方はということで、いろいろ書いておりますけれども、願意が満たされているときに近い理由を下線部分でちょっと掲載しております。①当初の請願事由が失われている、④既に地元で実施している、⑤現行制度の運用で改善できる、⑮県（市町村）で実施されているので、その普及で趣旨が達せられるというような記載がご

ざいます。

続いて、3番目、議員・職員のための議会運営の実際6ですけれども、本書の中で議会運営委員会等で採択基準を決定しているというところがあるとして、県議会の事例として、願意が満たされている趣旨に近いものを抜粋したものです。丸で追わせていただきますが、島根県議会ですけれども、下線部分ですが、採択（措置済）として既に予算化されているとか、県（市町村）で工事等を実施されているものは採択（措置済）とするということです。

次のページ、紙ですとめくっていただく形になりますけれども、徳島県議会、こちらは請願及び陳情の採択に当たっては既に措置済みであることという採択基準がございます。

続いて、茨城県議会、こちらが採択するものとして、願意が既に達成されたものについても同様とするという記載がございます。

ちょっと説明が飛びまして、もう一つの資料、4番目、こちらは注解地方議会先例集というのですが、岩手県議会の先例になりますけれども、願意が措置済みの請願は採択するという記載になっております。

1つ戻りまして、議員と助言者という形で、QAの形で考え方が書かれておるんですが、地方議会によって採択、不採択の範囲が異なってよいかというところで、助言者が、個々の地方議会は独立していますので、採択、不採択の範囲、基準が異なることがあります。このような差は、それぞれの運用によるものですから、どちらがよいかは一概に言えませんということで、議会それぞれ独立していますので、それぞれの自律権の中で判断していいというような見解かなと思われます。

続きまして、資料の最後になりますが、資料4、請願・陳情審査の関係例規を御覧いただければと思います。

最初は、地方自治法の抜粋ですが、こちらは請願という言葉で該当する部分を主にピックアップしております。こちらの中で御覧いただければ、請願等という言葉になっていますが、陳情が出てこないんですけれども、陳情につきましては請願等の等の中に含まれているということで解釈されております。ちょっと具体的な説明は省きますけれども、自治法としては請願・陳情関係はこういう記載になっております。

続いて、その下、杉並区議会の会議規則で審査に関わる部分、採択、不採択に関わる部分を下線を引かせていただいております。88条、委員会は、請願について、審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。第1号ですが、採択すべきもの、第2号、不採択とすべきものということで、趣旨採択の記載がここにはありません。ほ

かの議会でも趣旨採択は見られるんですが、長年のその議会の中で、審査の中で運用として定着して、現在、杉並区議会でも使われているということになります。

続いて、その下の89条になりますけれども、2項ですが、採択、不採択の結果は、請願者に通知する。不採択については、その理由をつけなければならないと記載されています。米印が付記されていますけれども、今回、杉並以外の22区につきまして、この辺の審査の部分は会議規則でどうなっているかちょっと調べてみました。ここの不採択については、その理由をつけなければならないとの規定が、ほかの区もそうなのかなと思いましたが、杉並以外に大田区と板橋区と江戸川区の3区ということでした。市議会議長会とか、全国の標準の会議規則なども念のため確認しましたら、この理由をつけなければならないというのは規定がありませんで、今現在、委員長を経験された議員の方はお分かりかと思いますが、不採択の場合、不採択の理由を委員会に諮って決めると、この条文の規定により行われているということになります。

お配りした資料の説明は以上になります。一旦終わらせていただきます。

会長 傍聴人の方より電子機器等の使用申請が提出されましたので、これを許可いたします。

それでは、ただいまの説明について、何かございますか。

脇坂委員 まず、前提として確認をしていきたいと思っているんですけども、前回の会でも話がありましたけれども、この議論に関してはいつ頃までに議論を終結させるために、あと何回ぐらいこの委員会を開く予定なのかということと、その後の展開としては、議会運営委員会のほうに、この諸課題検討会としての結論を申した上で、そちらのほうでしかるべき対応を取っていただくということを考えているのか、そこら辺のまずスタートラインについて確認させてください。

議事係長 たしか前回の初回の会議でも確認はされているかなと思いますが、この課題については、今回御議論いただいて、少なくとも3定のほうで最低1回は開く必要があるのではないかと。あと議運で検討する必要があるから、もう一つたしか質疑時間の課題があるかと思いますが、そちらについても3定から4定にかけて議論をして、年内に、これも含めて2課題を報告して終了と、一応そういう目安が委員長のほうからも示されたかなと思います。

以上です。

脇坂委員 皆さんが前提を一緒になって確認ができればいいと思いますけれども、回数に限られている中での議論ということになりますので、じゃ、最初に、私ども会派の考え方ということで、多分委員長の仕切りになりますけれども、まず一旦、各会派がどう考

えているのかを聞くのがいいかと思えますけれども、私どもといたしましては、この件に関しては、これまでの議事録も御覧いただいていますように、願意が満たされているものにつきましては不採択ということでよいというふうに考えております。

会長 では、せっかくなので、回っていきますか。

富田委員 会派のほうでこの問題を取り上げたわけじゃないので、会派統一の意見というのはまた次回にしていadakしたいと思えますけれども、調査していただいて、各自治体があまりそういうふうに統一していないというところが見られたというのは大きかったなというふうに思います。

以上です。

会長 多分、皆さん、会派に持って帰ってだと思うので、今の時点では、今の時点での個人の感想とかでも構いませんので。

川原口委員 うちの会派は、今までずっと願意が満たされているものについては不採択というふうにしてきたという歴史がありまして、それを変える理由とか、根拠というのが今のところまだちょっと見当たらないなというところがあるんですけども、今見ると、資料3でしたか、願意が満たされているから採択というところも結構あるんだなということがあって、私は個人的にはどっちでもいいのかなという感じはしています。会派の意見ではないですけども、以上です。

松本委員 私も川原口委員と同意見で、前回、私たちのところでは、願意が満たされているということで不採択ということでさせていただいたんですが、ただ、過去の例は、実際私たちが関わっているところではないので、なかなか難しい部分なんですけど、先ほど願意が満たされているから採択というのがあったので、そういう意見もあるんだなということで、今、感じているところでございます。

以上です。

ブランシャール委員 うちの会派もまだ統一見解があるわけではないので、私が率直に、資料を読んでいただいて、多様なやり方があるということを、他区の例など、あと過去の杉並区議会でもいろんなパターンがあったということが可視化できて非常にいいんじゃないかと思えますし、ここから何か統一なルールを決めなくてはいけないのか、それとも今までのようでもいいのかということも含めて、ちょっと会派の者と相談しながら、次回に向けて検討していきたいと思っております。

鈴木委員 私の会派も願意が満たされている場合は不採択ということで変わらずでよいのではないかと思います。採択になる場合と不採択になる場合で、何がどのようになるのかということをおあらかじめ出される方に説明が最初にあればよいのではと思っております。

ります。

以上です。

倉本委員 調査していただいた結果について御質問させていただきたいんですが、その場合、全会一致で採択、また不採択としている事例が、自治体がありますが、それは全会一致ということなんですか。

議事係長 資料番号は何番になりますか。

倉本委員 資料番号が2番です。全委員一致により不採択となるというところと、全委員一致により採択となることが通例と書いてありますが、そうすると、全委員一致じゃないとかいうことはないんですか。やっぱりその中で、中には委員の方が、やっぱりこれは——上のほうは分かれることが通例とあるんですね。だから、そういうふうにならんと態度がまだ全委員一致というふうにならない場合というのものもあるんじゃないかな。やっぱり委員の方がどうしても採択してほしい、逆に不採択にしてほしいとか、全委員一致というのがあるのかなというのがよく分からないんですけれども。

議事係長 設問として、最後に通例であるという表現で示していますので、例外はあるのかなと思うんですが、分かれることがある程度、結構数が何となくぽつぽつあるようであれば、1番目に丸を、態度が分かれることが通例であるに丸をしてきたので、不採択でまとまることが一般的という言い方もできるかとは思うんですけれども、ちょっと細かい具体的な事例などは聞いていないので、ここの出てきたもので、例外は若干あるかもしれないんですけれども、一般的に不採択なり、下の場合は、採択になるというふうに理解しております。

倉本委員 そうすると、決まりは特にないということになりますか。その自治体にこうしなければいけないという決まりはないと、それとも決まりを設けているのか、どうですか。

富田委員 通例というか、決まりというほどではないけれども、慣例にのっとってとか、この場の人たちがみんな願意を満たされていますねというふうになったときに、願意が満たされているから採択すべきだという人と、願意が満たされているから不採択にすべきだというのが今杉並区議会で……。

倉本委員 それは分かります。

富田委員 例えば大田とか板橋は、この場の皆さんが、これは願意が満たされていますねというふうになったら、じゃ、通例で大田と板橋は不採択ですねというふうになっているんじゃないですか。それはあくまで通例で、その前に願意が満たされていないと……。

倉本委員 分かっています。それは聞いているので。

富田委員 願意が満たされていないですというふうに言っている人がいたとしたら、ここには入らないですよ。なので、条件として、委員会のみんなが願意が満たされていると判断した場合に、通例として、不採択にしているのが大田区と板橋区で、採択にしているのが練馬区と。その中でもし願意が満たされていませんという委員が1人でもいたら、普通の採択、不採択を諮るという形になるんじゃないのか、そういう見方をすればいいと思うんですけども、この資料。

会長 意見が分かれたら決を取ってということだと思っんですね。意見が分かれていない全会一致の場合は、皆さん……。

倉本委員 そこで不採択でいいですかと言って、その場でまとまるという……。

会長 皆さんの認識が出来上がっているということだと思います。願意が満たされているから、私たちの議会では願意が満たされている場合は不採択だよ。願意が満たされているから採択だよという認識、意識の共有ができていからなんだと思います。意見が分かれた場合は、挙手とか、手を挙げて決を取ってということなんじゃないかなと、そういうことでいいですかね。

議事係長 今の説明でよろしいかと思います。

会長 多分そういうことだと思います。

倉本委員 分かりました。そうしたら、またこれについては意見調査の場面で意見を出したいと思います。

横田委員 今後も検討したいと思うんですけども、資料を見させていただいて、私が感じたこととしては、願意が満たされたということで、今までの例ということで、何も求めるものがない場合は、私としては不採択でいいのかなと思うんですけども、さらに踏み込んでこうしてほしいというものが例として挙げられた、それは趣旨採択とか、採択というような形で例として挙げられたのがあったと思うんですけども、願意が満たされたという場合の捉え方がどうなんでしょう。もうこの件に関しては何も今後、要望というか、求めるものはないという場合は不採択でいいと思うんですけども、それ以上の何か、今日見させていただいた中に、さらにこれを進めてもらいたいとか、そういう場合には採択とかがあったり、そのあたり、願意を満たされたということの捉え方がどうなのかなと……。

会長 私の見解でいいですか。願意が満たされた場合って、大体区がもう事業化するよとか、したよということだと思っんですね。だから、それからさらに踏み込んでというのはまたちょっと別の話かなと。とりあえず、何か区でこういうことをしてほしいということに対して、区がその方向を向いて動き出したよということだと思っなので、とりあえ

ずそこだと思うんです。それ以上をさらに求めるとなると、また別の陳情かなと。

横田委員 中にはそういう例があったと思うんですけれども、それはこの議論としては、今回話す話としてはちょっと外れているというか、まずは願意が満たされたという場合に、採択なのか、不採択なのかを共通認識すべきなのか、あるいはそこは自由のままでいいのか、そういうことをここで話していくということなんですかね。分かりました。ちょっと検討したいと思います。

副会長 私は既にうちの会派の委員が発言しましたので、特にありませんけれども、まとめるかどうか、統一を取るかどうかということは結構大きいことかなと思いますし、あともう一つ、議会だよりに出したときに、それが統一が取れていないと、タイトルだけで判断しちゃいますから、区民の方がやっぱりその判断に迷うというか、理解に迷うことがないようにできればいいなとは思っています。ただ、難しい問題だとも思っています。

会長 皆さん、まだやっぱり会派のほうに持ち帰ってとか、そういう御意見が多いかと思っています。ほかにこの場で意見を言っておきたいなという方はいらっしゃいますか。——では、意見交換を終わらせていただきます。

《各会派の意見調査について》

会長 続きまして、次回の検討会に向けた各会派の意見調査についてです。

願意が満たされた請願・陳情の取扱いについて、各委員の考えを調査、集計し、課題や論点を整理した上で、次回の検討会を行いたいと考えております。

調査項目は、今日いただいた御意見も踏まえ、作成したいとは存じますが、課題についての現時点での意見を記載していただければと存じます。

また、去年の例に倣いますと、検討会に参加されていない非交渉会派の方の意見もいただいております。よろしければ、倉本委員、または横田委員のほうからアンケートがある旨、少数会派の皆さんにお声がけをしていただいた上で、事務局からお願いする形で今回も意見をいただければなというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。お願いします。

後日、LINE WORKS のアンケート機能を用いて調査を行いますので、各委員におかれましては、7月31日までに御回答いただきたく存じます。

このことについて、意見のある方はいらっしゃいますか。——よろしいでしょうか。ほかに何か御意見はございますか。——ありがとうございます。

《次回の開催日程について》

会長 最後に、次回の諸課題検討会の開催日程についてです。

第3回定例会は代表質問が想定されますので、本会議の日数も通常と異なりますが、定例会中日の前日の本会議終了後に開催したいと思います。

皆さん、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

脇坂委員 委員長と事務局とで御相談いただいた結果だと思いますけれども、そのペースで果たして間に合うのかどうなのか。必要であるならば閉会中も私は開催すべきだというふうには思いますけれども、皆さんが余裕だよというのであれば、その日をしっかりと空けておくようにします。

会長 その点に関しても、アンケートの集計を見ながら、また事務方と、あと副会長と相談しながら検討させていただきたいと思います。

ほかに意見はありませんか。——それでは、次回の諸課題検討会は、第3回定例会中日の前日の本会議終了後に開催することといたします。日程の詳細については、後日、改めて事務局から連絡いたします。もしさらに追加することがあったら、早めに皆様のほうに御連絡するようにいたします。

それでは、本日の検討会はこれで閉じます。

(午後 3時14分 閉会)